

## 嬉野市新庁舎電話設備整備及び内線スマートフォン導入業務仕様書

### 1. 業務名

嬉野市新庁舎電話設備整備及び内線スマートフォン導入業務

### 2. 目的

本業務は、令和8年6月竣工予定の新庁舎における電話環境の構築にかかるもので、BCP 対策に強いクラウド型電話交換機システムを整備するとともに、新庁舎では職員の座席を固定せずに自由な座席で執務を行う「フリーアドレス」が可能なレイアウトとすることから、スマートフォンを導入し、内線電話としての利用やスマートフォンアプリの活用等、新庁舎での業務効率化に資する電話環境を整備することを目的とする。

### 3. 納入場所

(1) 嬉野市役所新庁舎及び本市の指定する各出先機関

### 4. 履行期間

(1) 環境構築：契約締結の日から令和8年9月18日まで

(2) 保守運用：令和8年10月1日（予定）から令和13年3月31日まで

### 5. 業務内容

#### (1) 新庁舎電話設備整備

クラウド型電話交換機及びそれに伴う固定電話機、スマートフォン、FAX 回線（複合機等は別途調達のため対象外）の設計、設置工事、設定及び接続試験の実施。

#### (2) 内線スマートフォン導入

ソフトウェア、セキュリティ、FMC 利用等のキッティングを行ったスマートフォンの納入。

### 6. 本業務の要件

(1) 受託者は業者決定後、すべての納品場所について調査を行い、設置環境に最も適した機器の設置方法や構成等について本市に助言を行うこと。これによる導入時の機器数量や構成等の変動は見込んでいるものとする。

#### (2) 電話機納入台数

電話機の想定台数は以下のとおりとする。

(ア) 固定電話：30台

(イ) スマートフォン：230台

- (3) クラウド電話交換機サービスは下記のスペックとする。
- (ア) クラウド型電話交換機は日本国内で開発した交換機であること。
  - (イ) クラウド型電話交換機があるデータセンターは日本国内であること。
  - (ウ) クラウド型電話交換機は冗長化されていること。
  - (エ) サービス開始から 10 年以上経過していること。
  - (オ) 多機能電話機を利用する場合、複数電話番号の着信が可能であること。
  - (カ) 多機能電話機を利用する場合、着信音の鳴り分けが可能なこと。
  - (キ) 多機能電話機を利用する場合、漢字表示ができること。
  - (ク) スマートフォンの内線連携はキャリア FMC 内線連携(キャリア音声網利用)であること。
  - (ケ) 自治体本庁舎でクラウド型電話交換機及びキャリア FMC の導入実績があるサービスであること。
  - (コ) クラウド型電話交換機専用のカスタマーセンターを有すること。
  - (サ) 24 時間 365 日の故障受付の体制を持っていること。
  - (シ) クラウド型電話交換機との接続はインターネット VPN 以上とすること。
  - (ス) 固定電話は、既存の番号が継続して利用できること。
  - (セ) 固定電話との接続は最大 24ch50 番号を想定している。また、スマートフォンとの接続は最大 28ch を想定している。
  - (ソ) クラウド型電話交換機は佐賀県防災無線用の収容が可能であること。
- (4) クラウド電話交換機サービスは下記の設計ができるものとする。
- (ア) 内線番号は 4 桁以上で設計できること。ただし、運用時の内線番号桁数は統一した桁数とする。
  - (イ) 利用する固定電話番号はいずれの端末からも発信できること。
- (5) スマートフォンについては以下の仕様とする。
- (ア) 本調達で導入する PBX と連携し、内線通話、代理応答、着信識別、転送、不在転送、NTT 西日本のひかり電話収容番号での発信が可能なこと。また、キャリア回線の電話番号も利用できること。
  - (イ) 端末は契約期間中のレンタルとすること。
  - (ウ) 端末は機種問わない。ただし OS は Android 又は iOS とし、いずれもメーカーによるセキュリティアップデートが継続提供されている現行サポート対象機種であること。
  - (エ) 端末の色は可能な限りすべて同色とすること。
  - (オ) 端末についてはすべて新品とすること。ただし、開通日より 1 年間の保証期間内に発生した自然故障(破損・落下・水濡れを除く)による交換品についてはリフ

レッシュ品でも可とする。

- (カ) 通信事業者は、電気通信事業法第9条に規定する総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。並びに佐賀県内に直営の拠点を持つこと。
- (キ) データ通信については、1台あたり1GB/月以上利用可能であり、スマートフォン全回線分を共有できること。また、回線毎の月内通信量を管理者等が随時確認できること。規定のデータ通信量を超えた場合にも利用を継続できる方法があること。
- (ク) 契約期間中にLTE及び5G回線を利用できること。ただし、通信事業者のサービスが終了した場合はこの限りではない。
- (ケ) インターネットを利用するためのプロバイダ契約を含めて提供すること。
- (コ) 通話は1台あたり10分/月無料で利用可能であり、全回線分を共有できること。
- (サ) 充電器、充電ケーブル(1m程度)、フィルム及びカバーを台数分用意すること。充電ケーブルは端末メーカーの動作保証があること。調達端末に附属している場合は不要とする
- (シ) テザリングが無料で可能であること。
- (ス) ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料において、契約期間中の金額が変動した場合にも契約金額が変動しないよう月額料金に含むこと。
- (セ) 契約終了時の新端末への移行期間等に係る契約延長が必要になった場合、月単位など柔軟に契約延長が可能であること。
- (ソ) 機器管理のためのMDMサービスを導入し、契約期間中に本市担当者がMDMサービスを利用できること。なお、MDMサービスを用い回線の利用中断・再開ができるものとする。
- (タ) 市内各部署の内線、外線の一覧等を保有できる「電話帳」機能を有すること。なお、この「電話帳」は人事異動・組織変更により、随時簡易に変更できること。
- (チ) 提供可能な限り、災害時などの通信制限下においても優先的にキャリア回線から発信できるスマートフォンとすること。
- (ツ) 発注者の依頼により電波状況の調査を実施し、かつ調査の結果、電波状況が不安定であることが判明した場合、電波状況の改善を図ること。
- (テ) 問題発生時の分析の為、FMCサービスとして提供する管理画面で内線通話履歴が確認でき、データ出力(CSV等)ができる機能を有すること。また、通話履歴を確認する際に管理画面ログイン情報とは別の認証方式も有すること。